

Ⅳ ダイオキシン類大気常時監視結果

県は、ダイオキシン類対策特別措置法第27条第1項の規定に基づき、さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市と協力して県内全域のダイオキシン類による大気汚染状況を把握するため、大気常時監視を行っている。

1 調査の回数と時期

調査は、季節ごとに実施した。(年4回又は年2回 1週間サンプリング)

- ・第1回： 令和2年 5月14日 ～ 5月21日
- ・第2回： 令和2年 7月 9日 ～ 7月16日 ※1
- ・第3回： 令和2年10月 8日 ～ 10月15日
- ・第4回： 令和3年 1月14日 ～ 1月21日 ※2

※1 サンプリング機器不具合のため、鴻巣局のみ7月16日～7月23日で実施

※2 川口市は、令和3年1月13日～1月20日で実施

2 調査地点

常時監視の調査地点は、県実施15地点及び市実施7地点の計22地点である。

3 調査結果

調査結果を表Ⅳ-1及び図Ⅳ-1に示す。

22地点における年間平均値は0.011～0.069pg-TEQ/m³の範囲であり、全地点で環境基準(年間平均値：0.6pg-TEQ/m³以下)を達成した。

(注) pg：ピコグラム、1ピコグラム＝1兆分の1グラム

TEQ：毒性等量。ダイオキシン類の量を最も毒性が強い「2,3,7,8-TCDD(四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)」の毒性を単位として換算した値

環境基準の達成状況を表Ⅳ－２に示す。

表Ⅳ－２ 環境基準達成状況

年度	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
環境基準	100% (27/27)	100% (27/27)	100% (26/26)	100% (23/23)	100% (23/23)	100% (23/23)
年度	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
環境基準	100% (23/23)	100% (23/23)	100% (23/23)	100% (23/23)	100% (23/23)	100% (23/23)
年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
環境基準	100% (23/23)	100% (23/23)	100% (23/23)	100% (22/22)	100% (22/22)	100% (22/22)

上段 : 達成率

(下段) : 達成地点数/測定地点数